

個人情報保護特記事項

(基本的事項)

第1 岡山県消費生活センター（以下「センター」という。）から、消費者啓発アウトリーチ（以下「アウトリーチ」という。）の実施を依頼された者（以下「実施者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）および個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岡山県条例第50号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 実施者は、アウトリーチの実施に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。アウトリーチが終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 実施者は、アウトリーチに従事する者に対して、アウトリーチに関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、アウトリーチ以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第3 実施者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他アウトリーチを実施する中で、個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育等をアウトリーチに従事する者全員に対して行わなければならない。

(収集の制限)

第4 実施者は、アウトリーチを実施するために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第5 実施者は、アウトリーチの実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところによりその管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 センターが指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。

- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 センターの指示又は承諾がある場合を除き、センターから提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 七 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第6 実施者は、センターの指示又は承認がある場合を除き、アウトリーチの実施に關して知り得た個人情報をアウトリーチ以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第7 実施者は、アウトリーチを実施するためにセンターから提供を受け、又は自らが収集した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、アウトリーチ実施後、センターの指示により、センターに返還又は廃棄しなければならない。
なお、その際、個人情報は確実に消去しなければならない。
- 2 実施者は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、センターから立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 3 実施者は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 実施者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(事故時の対応)

- 第8 実施者は、アウトリーチによる業務に關して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちにセンターに対して、当該事故に關わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、センターの指示に従わなければならない。
- 2 センターは、アウトリーチの実施に關し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に關する情報を公表することができる。